平成２７年（フ）第１３８号
埼玉県川越市岸町３丁目23番地10　県営川越北谷住宅１－213号室
債務者　森兼　敬子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１５７号
埼玉県ふじみ野市駒林元町３丁目３番６－105号
債務者　倉持　　豊
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７６号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３－１－304
債務者　外山　由子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２２号
新潟県新発田市舟入町２丁目３番３号
債務者　來島　幸吉
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第３０号
新潟県阿賀野市下一分943番地１
債務者　小林　芳和
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第４２号
山口県山陽小野田市大字山川2150番地３
債務者　柴田　裕司
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４７号
山口県宇部市西琴芝２丁目２番38号、従前の住所山口県周南市大字米光379番地の34
債務者　萩原　恭子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４８号
福岡県大牟田市大字歴木1403番地２　レオパレスＴメゾン104号
債務者　内野　雄一
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３３号
青森県八戸市江陽４丁目10番８号
債務者　漆戸　　彰
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
宮城県名取市手倉田字諏訪559番地の３　シャルマンコート205号、従前の住所宮城県塩竈市袖野田30番９号
債務者　石井　早苗（申立時の姓小野寺）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
茨城県水戸市住吉町92番地の９　ソレアードＹ・ＡⅡ101号、旧住所茨城県水戸市東前１丁目435番地
債務者　菊地由美子（旧姓伏見）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９１号
茨城県桜川市富士見台２丁目32番地１
債務者　岩島　佳子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１２号
茨城県常陸大宮市下村田2395番地　斉藤住宅４号
債務者　島田　寿子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１６号
茨城県水戸市見和１丁目406番地の15　フレミングＡ棟202号、旧住所茨城県水戸市見川２丁目50番地の37　グリーンハウス永田203号
債務者　瀬山喜代美（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９号
千葉県木更津市太田３丁目10番５号　茂手木貸家５号室
債務者　小松　　朗
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３６号
千葉県木更津市桜井新町２丁目13番地８　第２諏訪荘35号室
債務者　齋藤　忠信
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部